

○東大阪都市清掃施設組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例

昭和44年7月4日

東大阪都市清掃施設組合条例第3号

本組合の議会の議員その他非常勤の職員の公務上の災害に対する補償については、東大阪市の例によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和42年12月1日から適用する。